

第4次富士山おむすび計画～富士市食育推進計画～（案）概要

1 計画策定の背景と目的

平成17年7月に施行された食育基本法は前文において、食育は生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであると位置づけています。第2条は「食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。」と規定し、国は国民の健全な食生活の実現と、環境や食文化を意識した持続可能な社会の実現のために、都道府県、市町村、関係機関・団体等、多様な関係者とともに国民運動として食育を推進してきました。

この間、高齢化が進行する中で、健康寿命の延伸や生活習慣病の予防は引き続き国民的課題であり、栄養バランスに配慮した食生活の重要性は増えています。一方、世帯構造の変化などによって食に関する国民の価値観や暮らしの在り方は多様化し、健全な食生活を実践することが困難な場面も増えてきています。古くから各地で育まれてきた地域の伝統的な食文化が失われていくことも危惧されます。

また、我が国の令和4年度の食料自給率はカロリーベースで38%と、食料の多くを海外からの輸入に頼っている一方で、食品ロスの状況を見ると、令和2年の国民1人1日当たり食品ロス量は、おおよそ茶碗1杯分のご飯の量に相当するとされています。

こうした食を取り巻く環境の変化や新型コロナウイルス感染症拡大などを背景に、令和3年3月に国は、第4次食育推進基本計画を策定しました。

本市においても、平成19年3月に富士市食育推進会議条例を制定、平成21年3月に「富士山おむすび計画～富士市食育推進計画～」を策定し、健全な食生活を実践する食育の推進に取り組んでまいりましたが、このたび、平成31年度～令和5年度を計画期間とする「第3次富士山おむすび計画～富士市食育推進計画～」が終了するに当たり、国の第4次食育推進基本計画、県計画なども踏まえ、令和6年度～令和10年度を計画期間とする「第4次富士山おむすび計画～富士市食育推進計画～（以下、「本計画」という。）」を策定します。

本計画は、行政をはじめ様々な関係機関や団体、関係者が連携・協働し、市民が「自ら食育推進のための活動を実践する」（食育基本法第6条）ことに取り組み、食をめぐる諸課題の解決に資することを目的として策定するものです。

※本計画の名称について

本計画の名称は、お米を使った日本古来の伝統的な食べ物である「おむすび」と、本市のシンボリック存在である「富士山」の形にちなんで、第1次計画の策定時より「富士山おむすび計画」を引き継いで使用しています。また、おむすびの「むすぶ」という表現は、食育推進のためのネットワークをむすんでいくという方向性も表しています。

2 計画の位置づけと計画期間

本計画は、食育基本法第18条第1項の規定に基づく市町村食育推進計画として位置づけられるもので、国・静岡県の計画を踏まえるとともに、第六次富士市総合計画に基づき、食育に関連する市の諸計画と整合性を持って策定するものであり、本市の今後の食育推進の方向性を定め、食育に関する施策を総合的、計画的に推進するための基本となるものです。

本計画の期間は、**令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5年間**とします。

3 計画策定の経緯

本計画の策定に当たっては、令和4年6月から7月にかけて行った、18歳以上80歳未満の市民3,000人を対象にした第51回世論調査において、市民の食育に関する意識調査を実施しました。

この世論調査と第3次富士山おむすび計画（令和元年度～令和5年度）の成果指標達成状況を基に、令和4年度から令和5年度にかけて、庁内関係課で組織する「富士市食育推進計画策定委員会」及びその下部組織である「富士市食育推進計画策定ワーキンググループ」において検討を行うとともに、その提案をもとに、学識経験者、公募市民、関係機関・団体の代表などで構成する「富士市食育推進会議」において具体的な審議を行いました。

4 基本理念

～食を通して、心身の健康と豊かな人間性を育む～
「食で育む健全な 心とからだ」

本市では、全ての市民が生涯にわたって、食に関する理解や関心を高め、心身の健康と豊かな人間性を育むことを目指し、第1次計画時から、基本理念を「食で育む健全な心とからだ」と定め、基本理念に基づく3つの基本方針と11の基本施策のもとに食育を推進しています。本計画においても、食育推進の基本的な考え方としてこれを継続し、以下の3つのポイントを踏まえて計画を推進していきます。

5 第4次計画で踏まえるポイント

ポイント1

ライフステージに応じた取組の推進【ひとつづくり】

食育に関する現状や課題は、子どもから高齢者まで、世代によって様々です。それぞれのライフステージやライフスタイル、多様な暮らしに応じた「生涯を通じた切れ目のない食育」を推進します。

ポイント2

SDGsの視点を踏まえた食育の推進【まちづくり】

豊かで健全な食生活を送るためには、食を支える持続可能な環境の維持が不可欠です。地産地消の推進や、農作業などの農業体験による関心・理解の促進、食品ロス削減など、食育の推進はSDGsとも関連が深いことから、SDGsの視点を踏まえた食育を推進します。

ポイント3

食育推進における連携体制の強化【きずなづくり】

食育の推進には、保健、教育、福祉、環境、文化、産業、など、様々な分野が連携し、相互作用による取組の充実を図ることが求められます。さらなる食育の推進に向けて、庁内各課をはじめ、団体・関係機関の有機的な連携を図ります。

6 基本方針と基本施策

基本方針 1.食を通して心身の健康を育む

【基本施策】

- (1) 望ましい食習慣の定着
- (2) 栄養バランスの良い食生活の推進
- (3) 食を通しての生活習慣病の予防・改善
- (4) 食生活を維持するための歯と口の健康増進

基本方針 2.食を通して豊かな人間性を育む

【基本施策】

- (1) 家族や仲間と楽しく食べる習慣の定着
- (2) 基本的な食事作法の定着の推進
- (3) 食文化の伝承

基本方針 3.食への理解を深める

【基本施策】

- (1) 環境への配慮
- (2) 食の安全・安心確保
- (3) 地産地消の推進
- (4) 食育体験活動の推進

7 施策展開の視点

第4次計画においては、国・県の動向を踏まえ、以下の4つの視点により、基本施策を展開していきます。



8 施策体系

【基本理念】			
<p>～食を通して、心身の健康と豊かな人間性を育む～</p> <p>食で育む健全な 心とからだ</p>			
<p> ポイント 1 ライフステージに応じた取組の推進 【ひとづくり】 ポイント 2 SDG s の視点を踏まえた食育の推進 【まちづくり】 ポイント 3 食育推進における連携体制の強化 【きずなづくり】 </p>			
【基本方針】			
1 食を通して心身の健康を育む	2 食を通して豊かな人間性を育む	3 食への理解を深める	
【基本施策】			
<ul style="list-style-type: none"> (1) 望ましい食習慣の定着 (2) 栄養バランスの良い食生活の推進 (3) 食を通しての生活習慣病の予防・改善 (4) 食生活を維持するための歯と口の健康増進 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 家族や仲間と楽しく食べる習慣の定着 (2) 基本的な食事作法の定着の推進 (3) 食文化の伝承 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 環境への配慮 (2) 食の安全・安心確保 (3) 地産地消の推進 (4) 食育体験活動の推進 	
【施策展開の視点】			
1 多様な家庭、ライフステージに対応した食育の推進	2 保育園・幼稚園・認定こども園・学校における食育の推進	3 地域における食育の展開と食文化の継承	4 健康と環境、安全に配慮した食育の推進
【具体的な取組内容】			
<ul style="list-style-type: none"> 1. 食育に関する講座・教室・講演会等の開催 2. 食に関する体験活動の開催 3. イベント等における食育の普及・啓発 4. 妊産婦や乳幼児に関する栄養指導 5. 高齢者・障害者等を対象とした食に関する支援 6. 若い世代に対する食育の普及・啓発 7. 多様な家庭への食に関する支援 8. デジタル化に対応した食育の推進☆ 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 子どもの食生活等に関する実態調査 2. 教育課程の中での食育の推進 3. 園・学校での食育体験活動の実施 4. 食育に関わる職員等を対象とした研修の開催 5. 食育推進校の指定による食育の推進 6. 給食等を通じた食習慣等の定着 7. 保護者・地域への食育に関する情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 給食等への地場産物や郷土料理等の導入 2. 地場産物の消費拡大 3. 地域等における食育活動への支援 4. 地域等との協働による食育体験講座・活動の推進 5. 地域での食育を担う人材の育成 6. 地域における共食の推進☆ 7. 災害時に備えた食育の推進☆ 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 健康診断結果等における生活習慣病予防及び改善のための食生活指導等の充実 2. 食物アレルギーへの対応と指導・相談の実施 3. 歯と口の健康増進のための指導・相談等の充実 4. 食育及び食の安全・安心に関する情報提供 5. 学校・家庭での生ごみ対策の推進 6. 食品ロス対策の推進 7. 職場における健康づくりを支援する食育の推進☆

☆：新規取組